

令和7年12月吉日

保護者の皆様へ

生駒市立あすか野小学校 PTA

PTA会長

選考委員会

令和8年度 PTA 委員選出と立候補に関するお願い

平素は PTA 活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

来年度の PTA 委員選出を下記内容にて行うこととなりました。添付書類をご熟読の上、円滑な委員選出のため一人でも多くの方が立候補してくださいようお願いいたします。

（調査票のご回答および立候補の受付は Google フォームでおこないます）

下記をご確認ください、お間違えのないようご回答をお願いいたします。

なお、先日もお伝えしておりますとおり、現在委員の統合や削減・選出人数の削減を検討しております。また同時に選出人数確保のための免除要項の見直しも検討しております。そのため本書にてお知らせいたしております委員の内容や選出人数等は、委員選出時に変更となる場合がございます。あらかじめご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

Google フォームでの回答

- ・「PTA 委員立候補届」 ⇒ 立候補者のみご回答ください
- ・「調査票」 ⇒ 立候補の有無に関わらず全員ご回答ください
※お手数ですが児童 1 人につき 1 回答をおねがいします。

回答期限 12月27日（月） ※必ず期限をお守りください

記

選出委員

委員名	選出人数
学年委員	各学年4名程度
選考委員	各学年1名程度
生安委員（あすか野・あすか台・上町地区）	各学年1名程度
生安委員（白庭台・西白庭台地区）	各学年1名程度
生安委員（西白庭台担当）	全学年の西白庭台在住者から2名程度
運動会委員	各学年2名程度
補欠	各学年2名程度

*児童 1 人につき一役をお願いいたします。

*立候補は上の学年のお子様から順番をお願いいたします。

*委員選出以降にクラス数に増減がある場合は補欠からの補充をせず、選出された人数で活動していただきます。

＊補欠のみの立候補は募りません。補欠は立候補者抽選での落選者から希望者を募り、立候補者多数の場合は抽選、立候補者数が規定数に満たない場合は免除対象者以外の方から抽選で決定いたします。

＊委員就任に性別の規定はありません。

立候補された方のその後の流れ

- ・立候補された方のうち、同じ役職に他の立候補者がいらっしゃらない場合には、後日「内定のお知らせ」を配布させていただきます。
- ・立候補された方のうち、同じ役職に複数の立候補者がいらっしゃる場合には抽選となります。ご自身での抽選をご希望の方はご出席ください。欠席された方には、抽選日以降に書面にて結果をお知らせいたします。

【立候補者多数の場合の抽選会】

日時： 令和8年1月14日（水）10時～予定

場所： あすか野小学校 ふれあいホール

立候補で決まらない役職について

- ・立候補で決まらない役職があれば、やむを得ず抽選にて決定することになりますのでご了承ください。その場合は役未経験の方々が抽選対象者となりますことを重ねてご承知おき願います。役未経験のお子様が複数いらっしゃる場合は、上のお子様の学年においてのみ選出対象とさせていただきます。

なお、未決定役職の抽選会につきましては令和8年1月21日（水）を予定しております。抽選会への参加を促すことはいたしません、ご自身での抽選をご希望の方はご出席ください。欠席された方には抽選日以降に書面にてお知らせいたします。

内定後の流れ

- ・委員に内定された方は、来年5月開催予定のPTA委員役職決定会への出席をお願いいたします。PTA委員役職決定会にて各委員会内の役職選出（委員長職など）を予定しております。立候補で決定できない場合は抽選といたします。役職決定会の日程は決定次第、連絡させていただきます。

あすか野小学校 PTA 役員の役職と内容

(令和7年度改訂版)

【本部役員】

* 学校管理職（校長・教頭）と PTA 総会を開催し、市 PTA・県 PTA・上中校区他校園と交流を持ちながら、あすか野小学校 PTA を運営していただきます。

会 長	・ PTA 役員会、評議委員会の議長及び司会進行 ・ 生駒市 PTA 協議会への出席及び専門部活動 ・ 学校行事での保護者代表としての活動 ほか
副会長（内）	・ 役職決定会の参加（各委員長との連絡交換） ・ 各専門部からの連絡窓口及び伝達・対応 ・ 学校と PTA 本部間の連絡窓口及び伝達・対応 ・ 係活動決め（募集・選考・名簿作成）ほか
副会長（外）	・ 生駒市 PTA 協議会事業への参加（主に理事会出席、月 1 回土曜午後） ・ 市 P 関連提出物等のあすか野小 PTA 内での取りまとめ役 ・ 次期 PTA 総会での司会進行 ほか
書 記	・ PTA 便りの発行 ・ 本部発行の書類作成・印刷・配布 ・ 役員会の議事録作成 ・ 評議委員会へすぐーる配信 ほか
会 計	・ 収支計算、管理及び収支表の作成 ・ 学期末監査、来年度予算編成 ほか
会計監査（2 年任期）	・ 会計監査、来年度予算編成、会計の補佐、名簿管理 ほか

【PTA 委員】

*各委員長は、評議委員会に出席し活動報告をしていただきます。

学年委員		保護者係活動 分担決め 人権教育講座「山びこ」への出席 （主な開催場所はたけまるホール およびコミュニティーセンター （セイセイビル内）文化ホールです）	給食・文化実行委員会	給食試食会、文化鑑賞会の 企画・運営
			学校保健実行委員会	学校保健委員会の補助・報 告書の発行
			校内啓発実行委員会	校内啓発活動講演会の企 画・運営
			広報発行実行委員会	学校新聞「あすかの」の企 画・発行
専門 委員	選考 委員	次年度 PTA 本部役員及び PTA 委員の選出、役員選出に伴う文書作成		
	生安 委員	下校パトロール・立ち当番表の作成、防犯旗の交換・管理、学校行事の環境整備		
		青少年指導委員	市の指導員として各種委員会・研修会の出席（年 12 回程度）、上中学校の行事（年 5 回程度）、パトロール（月 1 回）他、主に午後の活動	
	運動 会委 員	運動会環境整備、運動会 PTA 寄贈品の決定・発注		

【保護者係活動】

*学級内で、本部役員・本部役員経験者・市 P 役員・市 P 役員経験者・学年委員・専門委員・選考委員長経験者・生安委員長経験者を除く全員が、下記いずれかの担当として係活動に参加していただきます。

*係活動の数や内容、免除要項は変更になる場合があります。

*係活動は全て校内および校区内での活動になります。

校内啓発活動講演会	校内啓発実行委員会主催：講演会の出席
落ち葉拾い	本部主催：秋に学校の落ち葉拾い・掃除等
学校保健講演会	あすか野小学校主催：講演会の出席
運動会すずらんテープ作成 運動会運営サポート	保護者用たすきの作成（9月の平日 1 日程度） 10月運動会当日の運営補助
下校見守り係（カノン）	下校時の危険箇所の見守り強化（指定期間中 1 回以上）
下校見守り係（研修学館前）	同上

*係活動は、学校と保護者の取り組みで PTA が取りまとめているものです。

*免除者以外は PTA 非加入のご家族も含め、すべてのご家庭にご協力をお願いしています。

PTA 委員（学年委員および専門委員）選出基準（参考）

※この選出基準は令和8年度委員選出に際して、検討中の内容です。今後、仔細変更の可能性がございますことご理解願います。

【1】学年委員について

①規定数

＊学年委員を各学年 4 名程度選出する。

②学年委員の各実行委員会、連絡系の就任について

＊各実行委員会とその役職はPTA 委員役職決定会にて下記の順に決定する。

立候補で決定できない場合は抽選とする。

① すべての学年委員は、いずれかの実行委員会に所属します。

② 各実行委員会においては、委員長 1 名、副委員長 1 名、補欠 1 名を選出し、さらに役職を持たないメンバーの中から連絡係（旧学年長の業務）6 名を選出します。

ご自身のお子様の学年に関係なく 1 学年につき 1 名ずつを決定いたします。

③ 連絡係に就任した 6 名の方は、各実行委員会との兼任となり、保護者係活動と内副との連絡窓口となります。

係活動振り分け作業へのご協力（年 1 回・校内実施）ならびに人権教育講座「山びこ」への出席（年 1 回）を担当していただきます。

【2】専門委員（選考委員・生安委員・運動会委員）について

①規定数

＊選考委員を各学年 1 名程度選出する（計 6 名）。

＊生安委員を各学年 2 名程度（あすか野地区 1 名程度、白庭台地区 1 名程度）、および全学年より 2 名程度（西白庭台担当）選出する（計 14 名）。

・原則、在住地区からのみの選出とする。

あすか野地区：あすか野、あすか台、上町

白庭台地区：白庭台、西白庭台、上町台、北田原、上町（はな保育園～白庭台駅間）

西白庭台担当は全学年の西白庭台在住の方から 2 名程度を選出する。

・生安委員「西白庭台担当」は、立候補者多数の場合は新 6 年生優先で決定する。

新 6 年生の立候補者で決定できない場合、新 5 年生以下の立候補者の中から抽選にて決定する。

・生安委員「西白庭台担当」が立候補で決定できない場合は、西白庭台在住の免除対象者を除く新 6 年生保護者の中から抽選で決定する。

新 6 年生保護者に対象者がいない場合は、対象者がいる最高学年より抽選にて決定する。

＊運動会委員を各学年 2 名程度選出する（計 12 名）。

②専門委員内の役職

＊専門委員の役職は PTA 委員役職決定会にて決定する。

＊選考委員では、委員長 2 名、副委員長 1 名、書記 1 名、会計・補欠を 1 名ずつ決定する。

＊生安委員では、委員長、副委員長を 2 名ずつ、会計・書記・補欠を 1 名ずつ、生駒市青少年指導委員を 3 名決定する。

・生安委員の委員長と副委員長は地区が重ならないように決定する。

- ・西白庭台担当は、平成 30 年度まで委員長と生駒市青少年指導委員は免除でしたが、仕事内容が見直されたため令和元年度より免除はなくなりました。

＊運動会委員では、委員長・副委員長・会計・書記・補欠を 1 名ずつ決定する。

【3】補欠について

①規定数

＊補欠を各学年 2 名程度選出する。

＊立候補は募らず、立候補者抽選会で落選した方の中から希望者を募る。多数の場合は抽選、人数が満たなければ各学年の免除対象者を除いた方の中から抽選にて選出する。

②欠員が出た場合の対応（補欠の繰り上がり）

＊補欠は、学年委員・専門委員（選考・生安・運動会）のすべての委員を対象として繰り上がる。

＊有効期間は対象年度の 3 月迄とし、繰り上がった時期にかかわらず一役経験とみなす。

＊原則、上の学年から順に繰り上がる。

＊解任の理由は、転校、委員の継続が不可能と認められる病気等、各実行委員会・各専門委員および本部役員会で認められたものとする。

＊連絡係が解任された場合は、補欠がそのままその役にあたる。

＊実行委員・専門委員の委員長が解任された場合は、副委員長が委員長となり、副委員長には各委員の補欠があたる。委員長以外の役職に就いている者が解任された場合は、各委員会の補欠がその役職にあたる。その場合の繰り上がりの必要性は各委員会にて任期期間中の仕事の残量を考慮した上で判断し、必要な場合は選考委員会へ連絡する。繰り上がった補欠は、解任された者が所属していた委員会へ所属する。

学年委員・専門委員の免除対象者

◆当該年度の PTA 本部役員、生駒市 PTA 協議会役員に決定している人

◆PTA 本部役員を経験した人（経験は家族単位とする）

◆以下の委員長を経験した人（経験は家族単位とする。）

選考委員長、生安委員長、運動会委員長

平成 22 年度以前の副生安委員長

平成 24 年度以前の文化委員長・厚生委員長

平成 25 年～令和 4 年度までのベルマーク長

令和 4 年度以前の広報委員長

◆生駒市 PTA 協議会役員を経験した人

（上中学校において同役員を 2 年経験した人も含み、経験は家族単位とする）

◆当該児童に対し、以下の PTA 委員を経験した人

広報委員、選考委員、生安委員、運動会委員

学年委員（令和 5 年度以降広報委員・ベルマーク長は学年委員に含まれる）

◆当該年度の幼稚園・保育園・中学校の PTA 本部役員に内定している人

◆当該年度の幼稚園・中学校の地区委員長に内定している人

◆当該年度の学童保育の会長、地域子ども会の会長・副会長、自治会の会長・副会長・部長に内定している人

- ◆当該年度の4月1日現在、3歳未満の乳幼児がいる人
- ◆現在、妊娠中の人
- ◆父子家庭、母子家庭などの一人親家庭 [注1]
- ◆本人もしくはお子様の中に身体の不自由な方がいる人
- ◆特別支援学級に入級している児童、もしくは入級していた卒業生のお子様がいる家庭[注2]
- ◆外国出身のため日本語での意思疎通に困難を感じている人 [注3]
- ◆その他、選考委員会が免除対象とした人

[注1] 単身赴任中は含まない。

[注2] 特別支援学級の学級委員については、特別支援学級内の選出方法に基づいて選出される。

[注3] 外国出身のため日本語での意思疎通に困難を感じている方については、選考委員、生安委員、運動会委員、および実行委員長、補欠、連絡係は免除とするが、学年委員は対象者となる。

委員経験した場合の次年度以降の免除要項

＜各委員（委員長を除く）を経験した人＞

- ・当該児童において今後の本部役員・委員が免除される。
- ・兄弟姉妹児童についてはそれぞれの児童で本部役員・委員の対象者となる。

＜専門委員会の委員長（選考・生安・運動会・令和4年度以前の広報）を経験した人＞

- ・令和4年度以前の広報委員会の委員長経験者については免除になるが、令和5年度以降の広報発行実行委員会の委員長経験者は含まない。
- ・兄弟姉妹児童についても本部役員、専門委員、学年委員が免除される。
- ・選考委員長、生安委員長経験者は兄弟姉妹児童についても係活動が免除される。

＜各実行委員会の実行委員長を経験した人＞

- ・令和5年度以降の広報発行実行委員会の委員長経験者を含む。
- ・兄弟姉妹児童で委員についた場合、各専門委員会および各実行委員会の委員長、副委員長が免除される。（兄弟姉妹児童においては本部役員・委員の対象者となることに留意する）

※以上の基準は、本人立候補の場合には適用しない。
また、選出対象者がいない場合は再選されるときがある。